平成２６年（フ）第３４７号
仙台市太白区西の平１丁目19番21号　レオパレスプチシュマン204
債務者　佐藤　正幸
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８９号
滋賀県栗東市手原３丁目10番３―1002号、前住所滋賀県栗東市安養寺７丁目１番16―407号
債務者　エムズプロデュースこと　石井　睦美
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多久　康二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９３号
滋賀県高島市安曇川町田中503番地207号室、住民票上の住所滋賀県高島市安曇川町田中3244番地117
債務者　貝﨑　正明
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　周平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２号
滋賀県長浜市小野寺町496番地５
債務者　那須　秀明
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
和歌山市上野615番地の７
債務者　上田　淳一
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　ゆう
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月22日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５２１号
岡山市中区江崎131番地１
債務者　西浦三智子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財津　唯行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３７号
長野県駒ヶ根市上穂南14番11号　小原団地５号
債務者　伊藤　　廣
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第６１号
福岡県飯塚市堀池310番地７　松尾コーポＡ103号
債務者　賀耒　節子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１８３号
函館市本通２丁目13番４号
債務者　館岡千枝子（旧姓桂・吉田）
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３２号
和歌山県西牟婁郡白浜町3247番地の15
債務者　下岡八重子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第６３号
山口県宇部市風呂ヶ迫町１番７―707号風呂ヶ迫市営住宅
債務者　八木　孝治
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２２１６号
大阪市此花区四貫島２丁目21番６号　サンパレス501号
債務者　羽田　　亘
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４５１号
大阪府枚方市村野南町２番４―110号
債務者　中村　清美
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８０５号
大阪府高槻市中川町４―24、住民票上の住所大阪府高槻市大字田能小字城山52番地の２
債務者　柳原　清美（旧姓勝山）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８２６号
大阪市西区南堀江３丁目15番１号　1205
債務者　津田　幸子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８２７号
大阪市福島区鷺洲６丁目１番４―204号
債務者　中津　啓子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０号
広島県三次市十日市東４丁目７番５号三興ハイム101
債務者　小倉　由子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
広島地方裁判所三次支部